

2019年7月29日

各 位

会社名 大末建設株式会社
 代表者名 代表取締役社長 日高 光彰
 (コード番号 1814 東証1部)
 問合せ先 執行役員総務部長 三宅 嘉徳
 (電話番号 06-6121-7143)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催の第73回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議し、2019年6月25日に開催された第73回定時株主総会において決議されましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 現行定款第2条(目的)の変更

当社の事業内容の現状に適応するため、現行定款第2条の事業目的の一部追加を行うものであります。

(2) 現行定款第24条(代表取締役および役付取締役)の変更

選定できる役付取締役を整理し、記載内容を一部変更するものであります。

(3) 現行定款第34条(剰余金の配当の基準日)の変更

株主の皆様への中間配当を行うため、剰余金の配当(中間配当)の基準日の記載他を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 [条文省略] 1. ~12. [条文省略] [新 設] <u>13.</u> [条文省略] (代表取締役および役付取締役) 第24条 [条文省略] ②取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役</u> およびその他必要な役付取締役を選定することができる。	(目的) 第2条 [現行どおり] 1. ~12. [現行どおり] <u>13. 介護保険法に基づく居宅サービス事業 および介護予防サービス事業</u> <u>14.</u> [現行どおり] (代表取締役および役付取締役) 第24条 [現行どおり] ②取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長およびその他必要な役付取締役を選定することができる。

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>[新 設]</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、<u>中間配当の基準日は、 毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>②前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。</u></p>

3. 日程

株主総会決議日 2019 年 6 月 25 日
効力発生日 2019 年 6 月 25 日

以 上